

【育児休業手当金又は介護休業手当金の追加給付について】

既に報道等がなされておりますが、厚生労働省における毎月勤労統計の再集計に伴い、雇用保険法の告示の改定がなされ、育児休業手当金又は介護休業手当金の算定に当たる給付上限相当額が改定されました。これに伴い、以下のとおり追加給付を行うこととなりました。

1 追加給付の対象となる方

平成17年4月以降に育児休業又は介護休業を開始し、当該休業に係る当該手当金を受給した方のうち、当該手当金の算定において給付日額が給付上限相当額に相当する金額に基づく金額を受給していた方

※ただし、平成31年3月以降も引き続き当該休業を有し、当該休業に係る追加給付を既に受給された方は対象外となります。

【給付日額】

●育児休業手当金

施行日	内容
平成17年4月1日	給料日額（給料月額 \times 1/22相当額） \times 40/100（うち10/100は、育児休業が終了した日（※1）から引き続いて6か月以上組合員であった者に支給）
平成19年4月1日	給料日額 \times 50/100（うち20/100は、育児休業が終了した日（※1）から引き続いて6か月以上組合員であった者に支給）
平成22年4月1日	給料日額 \times 50/100（復帰後支給は廃止）
平成26年4月1日	給料日額 \times 67/100（※2）
平成27年10月1日	標準報酬の日額（標準報酬月額 \times 1/22相当額） \times 67/100（※2）

（※1）終了した日が1歳に達した日以後であるときは1歳に達した日

（※2）育児休業期間180日経過後は50/100

●介護休業手当金

施行日	内容
平成17年4月1日	給料日額（給料月額 \times 1/22相当額） \times 40/100
平成27年10月1日	標準報酬の日額（標準報酬月額 \times 1/22相当額） \times 40/100
平成28年8月1日	標準報酬の日額（標準報酬月額 \times 1/22相当額） \times 67/100

※育児休業手当金及び介護休業手当金のいずれも、休業を開始した時点の給付率が継続されます。

2 追加給付の対象期間

平成17年4月から平成31年2月までの休業期間（※平成23年8月から平成26年7月の間は、厚生労働省の改定前の告示単価と改定後の告示単価との間に差額が生じないため除く。）で、給付上限相当額に相当する金額に基づき、当該手当金を受給していた期間

3 追加給付額

改定前の告示単価を使用して計算された当該手当金の支給額と改定後の告示単価による新たな給付上限相当額による給付日額（※加算額含む。）を使用して当該手当金を計算した額との差額の合計額

※ 改定後の告示単価に加算する額（過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた額との差額が現在価値に見合う額となるよう加算する額で、各年の8月1日から翌年7月31日までの期間に対応する利率（0.01%～0.14%）を乗じて算出）